

# 公益財団法人日独協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日独協会(独文では **Japanisch-Deutsche Gesellschaft** 略称 **JDG**、英文では **Japan-German Society**)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、日独両国民相互の協力により日独文化の交流、政治、経済、社会、文化、科学及び技術に関する情報交換を行い、もって日独両国民の相互理解の促進と親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日独両国民相互理解と親善のための事業
- (2) ドイツの政治、経済、社会、文化、科学、技術に関する講演会・セミナー、及び語学講座の開催
- (3) 日独青少年交流
- (4) 機関誌発行
- (5) その他前条の目的を達成するための事業

2 前項の事業については、東京都を含め全国各地において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、その事業の推進に資するため、前条第1項に定める事業に関連する事業を行う。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第7条 この法人は、別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

## 第2章 財産及び会計

### (財産の種別)

第8条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以降に寄付を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金等取扱規程による。

### (基本財産の維持及び処分)

第9条 基本財産は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

### (財産の管理・運用)

第10条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て別に定める資金運用規程によるものとする。

### (事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資計画の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会が作成し、評議員会に報告するものとする。

- 2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資計画の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

### (事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が下記書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

- 2 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 この法人は、定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照

表を公告するものとする。

(会計原則)

- 第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理処理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(定数)

- 第14条 この法人に、評議員15名以上25名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員会議長、2名以内を評議員会副議長とする。

(選任等)

- 第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第189条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。) 又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員会議長並びに副議長は、評議員会において選定する。
  - 4 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
  - 5 評議員に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (権限)

第 16 条 評議員は、評議員会を構成し、第 19 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するとともに、法令に定めるその他の権限を行使する。

#### (任期)

- 第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (報酬等)

- 第 18 条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第 2 節 評議員会

#### (構成及び権限)

- 第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
    - (1) 役員及び評議員の選任及び解任
    - (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
    - (3) 定款の変更
    - (4) 基本財産の決定及び処分

- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (7) 残余財産の処分
  - (8) 理事会において評議員会に付議した事項
  - (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 22 条第 1 項の書面に記載した目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第 20 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。
- 2 定時評議員会は、毎年 1 回毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
  - 3 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第 21 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
  - 3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第 22 条 会長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第 23 条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれに当る。評議員会議長に事故があるとき又は欠けたときは評議員会副議長がこれに当る。

(定足数)

- 第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第 25 条 評議員会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、評議員会の議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、3名以内を代表理事とし、10名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第31条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同

様とする。

- 5 監事には、この法人の理事及び評議員並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (理事の職務・権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。理事会は、その決議によって、代表理事より会長1名を選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、代表理事及び業務執行理事より副会長、専務理事、常務理事を選定することができる。ただし、副会長は2名以内、専務理事は1名、常務理事は4名以内とする。
- 4 業務執行理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務・権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする招集が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第30条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第35条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第36条 役員は無報酬とする。ただし、常勤役員には報酬を支給することができる。また、特定業務委託契約をした非常勤役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前項の取り扱いについては、第48条に定める理事会運営規則によるものとする。

## 第2節 理事会

(理事会の設置)

第38条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第33条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事がする場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを

経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは副会長がこれに当る。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第44条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第48条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第52条に規定する公益目的取得財産残額の贈与に関する定款の定めについては変更することができない。

2 前項の規定は、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第15条第1項に

規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用し、前項の定めるところにより定款を変更することができる。

- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第 50 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第 51 条 この法人は、第 8 条第 2 項で定めた基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第 52 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

- 第 53 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第 6 章 名誉会長、顧問及び諮問委員

(名誉会長及び顧問)

- 第 54 条 この法人に 2 名以内の名誉会長及び 5 名以内の顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長のうち 1 名は、駐日ドイツ連邦共和国特命全権大使の職にあるものとし、他の 1 名及び顧問は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は無報酬とする。

(名誉会長及び顧問の職務)

第55条 名誉会長は、必要に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

2 顧問は、会長の相談に応じ、理事会から諮問された事項について意見をのべることができる。

(諮問委員)

第56条 この法人に諮問会議諮問委員を置くことができる。

2 諮問委員は、20名以内とし、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 諮問委員は、会長からの要請があったときに、諮問された事項について、会長に意見を述べることとする。

## 第7章 委員会

(委員会)

第57条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 事務局

(設置等)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第59条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

- (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 62 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第 9 章 維持会員

(名誉会員)

第 60 条 この法人に名誉会員をおく。

名誉会員は、この法人に対し特に功労のあったもののうちから理事会の決議を経て会長が推薦するものとする。

(維持会員)

第 61 条 この法人の主旨に賛成し、後援する個人又は団体を維持会員とする。

2 維持会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により、別に定める。

## 第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 62 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 63 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

第 64 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 1 1 章 補則

(委任)

第 6 5 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は古森重隆とする。

平成 22 年 12 月 15 日 改定  
平成 23 年 06 月 13 日 改定  
平成 23 年 10 月 27 日 改定  
平成 28 年 05 月 30 日 改定  
平成 28 年 12 月 05 日 改定  
令和 4 年 6 月 17 日 改定

この定款の写しは当法人の定款原本に相違ありません。

新宿区信濃町 18 番地 39  
公益財団法人日独協会  
代表理事 東原 敏昭